

# 福岡市環境行動賞表彰実施要領

令和3年7月14日改正

## 1 趣旨

この要領は、福岡市環境行動賞表彰要綱（平成19年5月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 表彰対象者

- (1) 要綱第2条に規定する個人、団体、学校及び事業者とは、次の各号に掲げるとおりとする。
- ① 「個人」とは、本市に居住し、又は市内で勤務している者であつて、要綱第2条に定める活動（以下「環境活動」という。）に取り組んでいる者（推薦日から当該推薦年度の表彰者決定までに死亡した者を含む。）。ただし、国、県、市職員（出資団体職員も含む）及び市が委嘱した環境推進委員がその職務として行っていた取組及び個人による家庭内での省エネの取組は対象外とする。
  - ② 「団体」とは、3人以上で構成する営利目的の法人（法人格を持たない団体も含む）以外の団体であつて、団体の本拠を市内に有し、又は環境活動を市内で実施しているもの。ただし、市の出資法人、政治団体及び宗教団体は除く。
  - ③ 「学校」とは、市内に住所を有し、又は市内で幼児、児童、生徒及び学生が主体的に環境活動に取り組んでいる幼稚園、保育園（所）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学（短期大学及び大学院を含む）、専修学校及び各種学校。
  - ④ 「事業者」とは、環境保全関係の法令等を遵守しており、市内に事業の本拠を有し、又はその活動を市内で実施しているもの。ただし、市関係の事業所は除く。
- (2) 前項の①から④については、市外に居住もしくは本拠を有する場合であっても、本市の環境保全及び市民意識の向上に関して多大な貢献を行ったと認められるものは表彰対象者とする。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は表彰対象者としなない。
- ① 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）となっている団体

- ② 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

## 3 募集(推薦)方法

- (1) 一般公募とする。自薦・他薦は問わない。
- (2) 区に申込があつた推薦(応募)書等資料については、各区生活環境課及び博多区自転車対策・生活環境課にて取りまとめ、精査を行った後、環境局環境政策課へ提出する。

## 4 被表彰者の決定

- (1) 要綱第3条に規定する被表彰者の決定については、次に掲げるとおりとする。

### ①大賞（入賞者数 1）

最優秀賞に選考された表彰対象者の中から、活動の取組内容、実績及び環境保全への貢献度等を総合的に判断し、特に著しい功績をあげたものを決定する。

②最優秀賞（入賞者数 表彰対象者の区分別に1×4、大賞に選考された対象者区分については優秀賞から繰り上げを行う）

活動の取組内容、実績及び環境保全への貢献度等を表彰対象者の区分別に審査し、特に著しい功績をあげたものを対象者区分毎に決定する。

③優秀賞（入賞者数 全表彰対象者の中から合計10程度）

活動の取組内容、実績及び環境保全への貢献度等を表彰対象者の区分別に審査し、著しい功績をあげたものを、対象者区分毎に決定する。

④特別賞（入賞者数 全表彰対象者の中から該当がある場合に1程度）

特定の分野での取組に著しい功績が認められる場合は、特別に表彰する。この場合、上記①から③の入賞者数には含まない。

⑤みらいチャレンジ賞（入賞者数 全表彰対象者の中から合計2程度）

活動の主体（複数名の場合は平均年齢）がおおむね30歳以下のものを対象とし、新たな視点をもって取組みを行っている活動及び周囲への拡がり期待される活動であるかを総合的に判断し、決定する。この場合、上記①から③の入賞者数には含まない。

なお、過去に大賞を授与されたものは、表彰しない。また過去に最優秀賞、優秀賞を授与されたものは、その上位の表彰でなければ表彰しない。ただし、過去に当該表彰を授与された活動の取組内容と異なる場合はこの限りではない。

⑥奨励賞

ア 表彰種別及び対象者

(ア) 「感謝状」対象者

環境活動に継続して3年以上取り組み、その活動が他の模範となる表彰対象者。ただし、過去に同一内容による活動により感謝状を贈呈されたものは除く。

(イ) 「表彰状」対象者

過去に「感謝状」を贈呈されたもので、その環境活動に継続して8年以上取り組み、その活動が他の模範となる表彰対象者。ただし、過去8年以内に同一内容による活動により表彰状を授与されたものは除く。

イ 活動年数等の算定

(ア) 活動年数は、その活動の開始の日から表彰対象者の募集を行う年度の4月1日までの期間とする。

(イ) 過去に表彰状を授与された日からの期間は、直近の表彰状を授与された年度の4月1日から次の表彰対象者の募集を行う年度の4月1日までの期間とする。

ウ その他

要綱施行の日以前において、福岡市環境保全・美化等功労者表彰要綱（平成19年5月1日廃止）に基づき「環境美化・リサイクル推進功労者」の表彰を授与されたものは、要綱に基づき奨励賞を授与されたものとみなす。

(2) 評価項目

対象者区分毎の評価項目は、別に定める。

(3) 選考除外

行政処分を受けているものについては、選考から除外し、非該当とする。